

第9章 実現に向けて～風景まちづくりの推進～

9-1. 協働で進める風景づくり

糸満市の風景づくりを推進するにあたっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も風景を構成する要素として捉えることが大切です。

そのため、市の推進体制を確立させるとともに、市民、事業者の風景に対する配慮を促すための広報、周知を展開する必要があります。

さらに、「市民」、「事業者」、「行政」は、それぞれの自主的な取り組みはもとより連携・協働により風景づくりに取り組むことが重要となります。

(1) 市民の役割

- ・自らが風景づくりの主体であることを認識し、風景づくりへの関心・理解を深め、自主的・積極的に風景づくりに努めます。
- ・市などが実施する風景づくりに関する施策に、積極的に参加・協力します。

(2) 事業者の役割

- ・事業者が管理する建築物などや事業活動が風景に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては専門的知識や経験などを生かし、積極的に風景づくりに貢献するよう努めます。
- ・市などが実施する風景づくりに関する施策に、積極的に参加・協力します。

(3) 行政の役割

- ・風景づくりに関する総合的な施策を策定しこれを実施します。策定、実施にあたっては、市民、事業者の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設などの整備を行う際は風景づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・風景づくりに関する市民、事業者への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・風景づくりに関する取り組みへの支援や情報提供を積極的に行います。

(4) 団体（風景づくり協議会、景観協議会、NPO法人など）の役割

- ・地域が主体となり風景づくりに取り組む風景づくり協議会や法第15条第1項に規定する景観協議会などは、それぞれの活動の中で積極的な風景づくりを実施します。
- ・行政が実施する風景づくりに関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーターなどの立場から市民、事業者、行政が行う風景づくりの取り組みを支援します。

9-2. 市民意識の醸成に向けて

(1) 表彰制度の実施

市民の風景づくりやまちづくりに対する意識向上を図るために、良好な風景づくりに寄与する建築物や緑（緑化）、その他風景に関連するまちづくりの取り組みなどを表彰する制度を創設します。

(2) 広報、啓発に向けた取り組み

市民、事業者などの風景に対する理解を深めるため、市広報・パンフレットなどにより周知するとともに、計画策定において立ち上げた市民会議を継続発展させた風景づくり研修会などの開催やホームページでの事例紹介を行います。

また、子どもの時から風景に対する意識や感性を育むことができるよう、小・中学生への風景学習の実施、定期的なニュースの発行などによる情報提供などに取り組みます。

(3) 助成金など支援制度の創設

自治会、市民、NPO、事業者などによる風景づくりに関する主体的な活動を支援するため、助成金などの支援制度の創設を検討します。

(4) 市民提案制度の創設

地域自治会やまちづくりNPO法人などが、景観法に基づき、市に対して景観計画の変更を提案することができます。具体的には以下の事項について、提案制度の対象とすることを想定しています。

・景観重要建造物の推薦	・景観重要樹木の推薦	・景観形成重点地区への推薦
-------------	------------	---------------

9-3. 風景づくり計画の運用

(1) 景観形成重点地区の指定

「景観形成重点地区」は、本市の風景づくりにおいて非常に重要であり、その風景の保全や形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要である地区です。今後地域住民と協議を行い、風景づくりの方向性を明確にしながら地区の指定を目指します。

(2) 法令に基づく地域地区などの活用

風景に対する市民意識の向上や活動状況の進展に伴い、景観地区や高度地区、景観協定、建築協定などの様々な制度の活用を図ります。

（３）風景づくり計画の充実

本市を取り巻く社会経済情勢や市民の価値観、生活スタイルなどは刻一刻と変化しています。そこで、本計画は一度策定して終わりというものではなく、良好な風景づくりに向けた基本的な考え方は継承しながら景観まちづくりの取り組みが停滞しないように、計画の見直し・拡充など柔軟に対応していきます。

（４）重点地区における風景づくりの助成制度

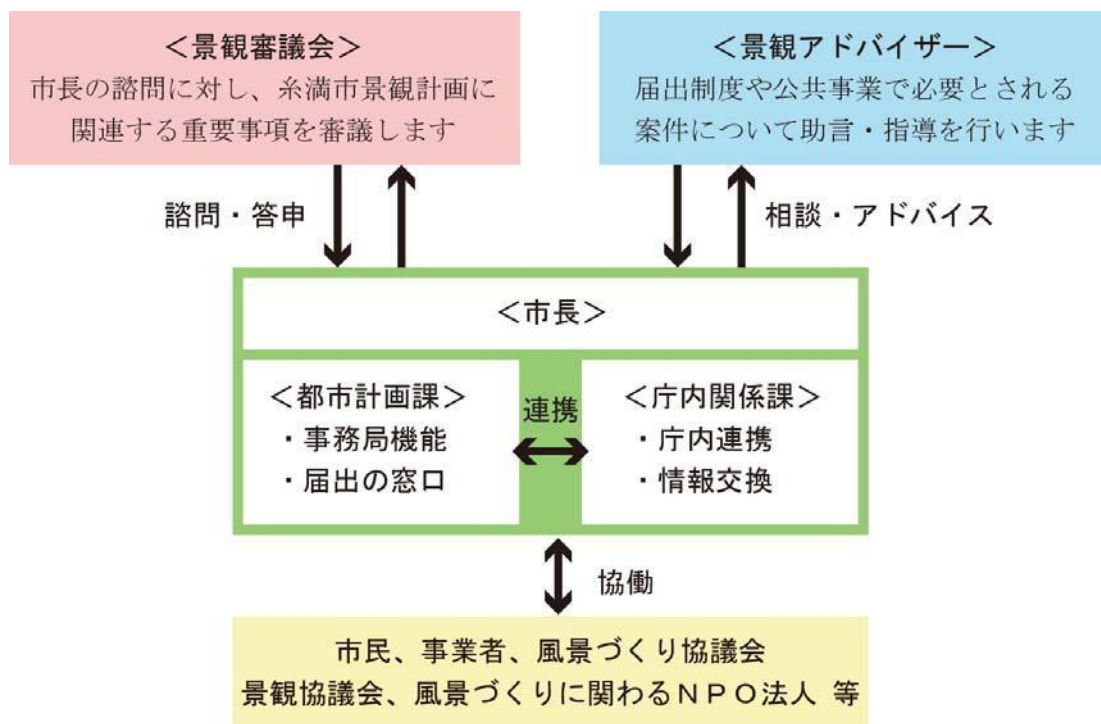
重点地区については、本市の風景づくりを先導するモデル地区としてよりきめ細やかな景観形成基準を設定しています。

そこで、重点地区における建築物の新築や増改築にあたって補助要件を満たすものについては、その修景工事に対し補助金等を交付しより質の高い風景づくりを促進することとします。

（５）風景づくりの推進体制

風景づくり計画区域における良好な風景づくりを行うため、様々な立場の関係者が参加し、計画の見直しや拡充などの協議調整を図る組織として景観審議会を位置づけ、さらに届出対象行為や公共施設などの景観誘導について、技術的指導・助言を行う専門家組織として景観アドバイザーを位置づけ、風景づくりの施策の推進を図ります（次ページに役割を示します）。

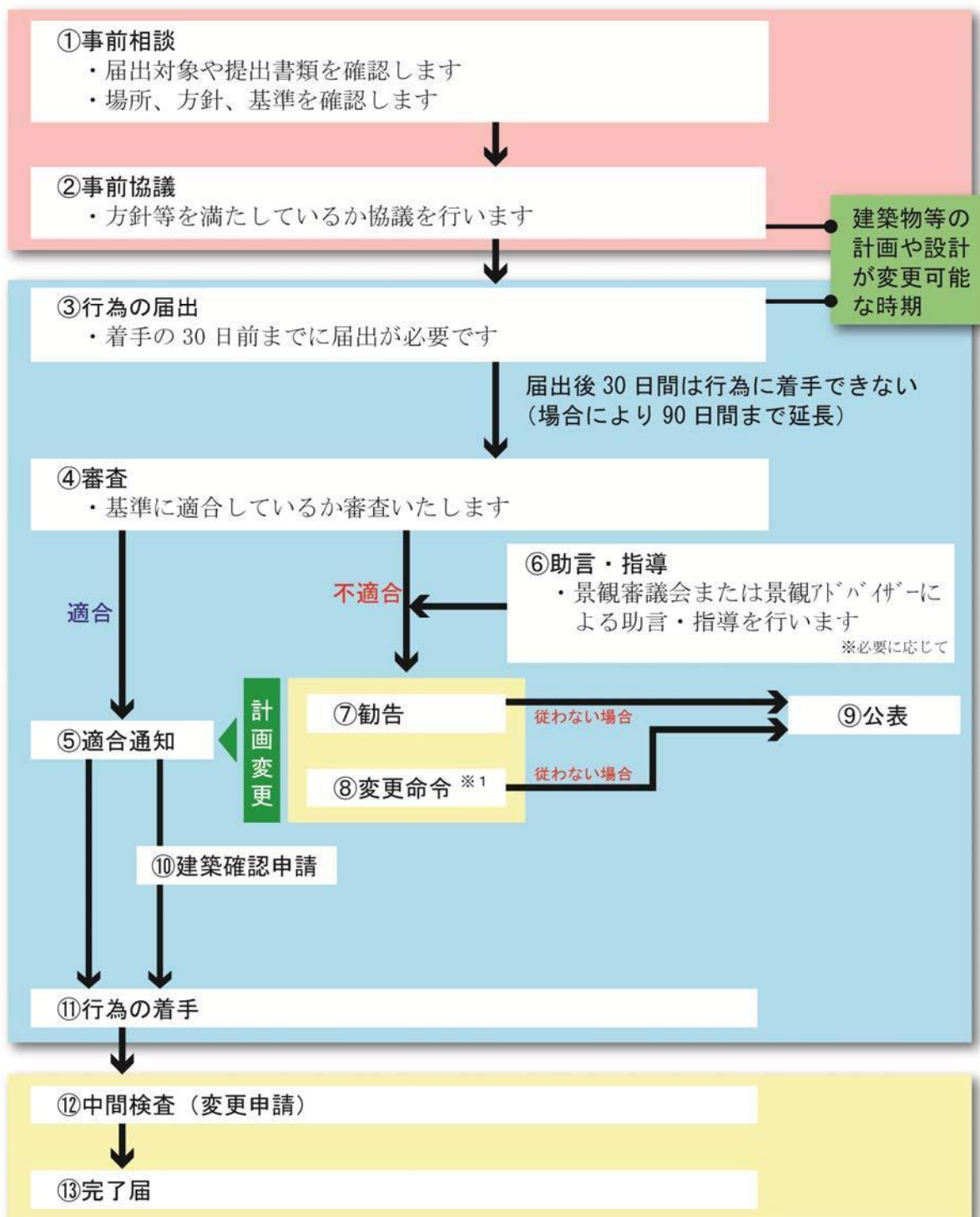
今後の風景づくりの推進や一層の充実化を図るためにもこれらの体制を十分に活用し、それぞれの役割に応じ効果的な連携を図りながら運営を行っていきます。



表：景観審議会及び景観アドバイザーの位置づけ

	景観審議会	景観アドバイザー
目的	・市長の諮問に対し、糸満市風景づくり計画に関連する重要事項を審議する	・専門的知識が必要とされる案件について助言・指導を行う
主な役割	○風景づくり計画の変更や見直し、風景づくり条例の改正に関わる審議 ○届出制度における、景観法に基づく勧告、命令などに対する意見 ○景観重要建造物・樹木の指定に対する意見 ○風景づくりの施策の進行状況の確認 ○大きく風景へ影響を及ぼすおそれのある計画への助言	○届出対象建築物や公共事業の個別事案に関する専門的助言 ○市民と協働して行う風景づくりの取り組みに対する助言、支援 ○市民意識醸成に関する取り組みに対する助言・支援
構成員	○有識者（土木、都市計画、建築、造園・景観、観光などの専門分野） ○市内有識者 ○関係者（建築士会、広告美術協同組合連合会、宅建業協会、商工会） ○市民代表 ○市議会 ○行政	○専門家（土木、都市計画、建築、造園・景観、歴史、色彩、照明、広告デザイン、観光など）
人数	15名以下	8名以下
開催	・年に1～2回程度（一定の定期開催）	・個別案件に応じて各アドバイザーと協議・検討を行う
位置づけ	市条例により位置づける	市条例により位置づける

(6) 届出の手続きと審査の流れイメージ



※1 変更命令は、届出対象行為のうち、特定届出対象行為（建築物・工作物の形態・意匠に関する行為）に適用されます。